

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び指定の基準

本市の歴史的建造物については、文化財保護法をはじめとして山形県及び新庄市文化財保護条例に基づく指定文化財として保存活用に取り組んできたが、本市には指定文化財以外にも多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても適切な保護が求められる。

そのため、本市の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づき歴史的風致形成建造物の指定を行っていくものとする。これにより、指定等文化財の保護とともに、指定等文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議のうえ同意を得られたものを前提として、新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会の意見を聴いたうえで、次に示す指定の対象基準を満たす建造物を指定するものとする。

また、重点区域内の歴史的建造物の調査を行い、必要に応じて随時、歴史的風致形成建造物に追加指定していくものとする。

### 2. 指定の対象

指定の対象は、国の指定文化財を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

1	文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財
2	山形県文化財保護条例に基づく指定文化財
3	新庄市文化財保護条例に基づく指定文化財
4	そのほか、新庄市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの。ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすものとする。 1) 概ね築50年を経過しているもの 2) 所有者又は管理者などにより、今後適切な維持管理が見込めるもの 3) 所有者の同意が得られるもの

#### 歴史的風致形成建造物の指定要件

##### 【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な街なみの構成要素として重要な建造物

なお、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損<sup>きそん</sup>そのほかの事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

## 3. 指定の候補一覧

重点区域において、指定の候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

	建造物名	写 真	所在地	維持向上する 歴史的風致
			所有者	
1	旧農林省積雪地方 農村経済調査所庁舎 【登録有形文化財】 昭和12年(1937)築		石川町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
2	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 庁舎 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
3	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 第一蚕室 【登録有形文化財】 昭和10年(1935)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
4	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 第二蚕室 【登録有形文化財】 昭和12年(1937)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
5	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 第四蚕室 【登録有形文化財】 昭和12年(1937)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
6	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 第五蚕室 【登録有形文化財】 昭和12年(1937)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
7	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 蚕種検査 及び催青発蛾促進室 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	

	建造物名	写 真	所在地	維持向上する 歴史的風致
			所有者	
8	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 蚕種冷蔵 室及び蚕種保護室 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
9	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 宿直及び小使室 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
10	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 廊下及び便所 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
11	旧農林省蚕糸試験場 新庄支場 表門及び堀 【登録有形文化財】 昭和9年(1934)築		十日町	雪国の農村文化 の継承に見る 歴史的風致
			新庄市	
12	天満神社本殿・拝殿 【県指定有形文化財】 寛文8年(1668)築		堀端町	新庄まつりに 見る歴史的風致 新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	
13	長泉寺観音堂 【市指定有形文化財】 享保19年(1734)築		鉄砲町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			宗教法人	
14	円満寺山門 【市指定有形文化財】 18世紀中頃		五日町	新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	

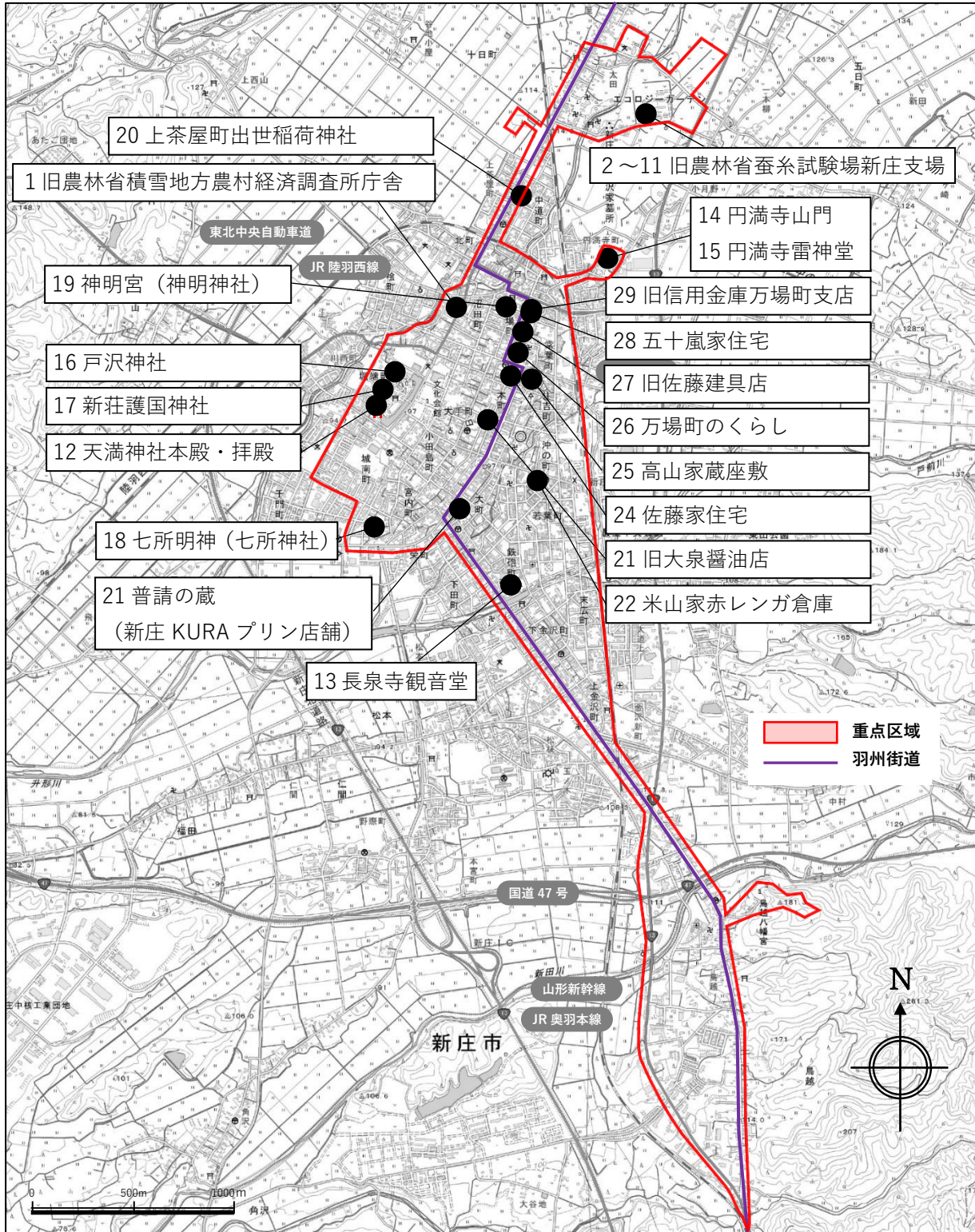


	建造物名	写 真	所在地	維持向上する 歴史的風致
			所有者	
15	円満寺雷神堂 【市指定有形文化財】 宝暦2年(1752)築		五日町	新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	
16	戸沢神社 明治27年(1894)築		堀端町	新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	
17	新莊護国神社 大正4年(1915)築		堀端町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			宗教法人	
18	七所明神(七所神社) 明治32年(1899)築		宮内町	新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	
19	神明宮(神明神社) 昭和37年(1962)築		神明町	新庄藩主 戸沢家ゆかりの 歴史的風致
			宗教法人	
20	上茶屋町 出世稻荷神社 明治34年(1901)築		上茶屋町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			町内会	
21	普請の蔵 (新庄KURAプリン) 大正15年(1926)築		大町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	

	建造物名	写 真	所在地	維持向上する 歴史的風致
			所有者	
22	米山家赤レンガ倉庫 明治42年(1909)築		沖の町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
23	旧大泉醤油店 大正2年(1913)築		本町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
24	佐藤家住宅 明治元年(1868)築		北本町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
25	高山家蔵座敷 大正12年(1923)築		北本町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
26	万場町のくらし 明治元年(1868)築		万場町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
27	旧佐藤建具店 明治28年(1895)築		万場町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	
28	五十嵐家住宅 大正13年(1924)築		万場町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	

	建造物名	写 真	所在地	維持向上する 歴史的風致
			所有者	
29	旧信用金庫 万場町支店 大正2年(1913)築		万場町	新庄まつりに 見る歴史的風致
			個人	





歴史的風致形成建造物指定候補位置図